

# シンポジウム 生活困窮者支援 地域ネットワークを どうつくるか



大阪弁護士会  
Osaka Bar Association  
since 1880

参加費  
無料

単身世帯や高齢世帯、ひとり親世帯が増加する一方、社会保障水準の切下げなど、これまで暮らしを支えていた社会基盤が弱まる中、「生きづらさ」を抱え、生活に困窮する人が増えています。その背景にある複合的な要因を解消していくためには、多様な分野の支援者が関わることが求められています。

2015年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、全福祉事務所設置自治体に生活困窮者のための相談窓口を開設することが義務づけられました。この法律は自治体に「地域における関係機関や民間団体との緊密な連携」を求めています。

野洲市や豊中市など先進自治体の取組に学ぶとともに、必ずしも人員体制が十分ではない多くの自治体で地域連携を進めていくには何が必要か。それ以前に、現場を担う相談員の方々をエンパワメントするためにできることはないか。皆さんとともに考えたいと思います。

2019年  
9月21日(土)

午後1時30分～午後4時30分まで  
(受付午後1時より)

■場所 大阪弁護士会館 10階  
(大阪市北区西天満1-12-5)

■主催 大阪弁護士会

## ■報告

「大阪府下における生活困窮者法律相談の  
取組内容」 山田治彦(大阪弁護士会  
貧困・生活再建問題対策本部副本部長)

## ■基調講演

「生活困窮者支援に  
おける地域ネットワーク  
について」

野崎伸一さん

(厚生労働省 広報室長(前生活困窮者自立支援室長))

## ■パネルディスカッション

勝部麗子さん

(豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

生水裕美さん

(滋賀県野洲市職員・しが生活支援者ネット事務総長)

柴田大樹さん

(大阪市平野区役所 保健福祉課兼政策推進課担当係長)

野崎伸一さん

(厚生労働省 広報室長(前生活困窮者自立支援室長))

進行:小久保哲郎(大阪弁護士会 貧困・生活  
再建問題対策本部事務局)・小野順子(同委員)

# 参加申込書

【内容】 シンポジウム「生活困窮者支援地域ネットワークをどうつくるか」  
【日時】 2019年9月21日(土)午後1時30分～午後4時30分(受付は午後1時より)  
【場所】 大阪弁護士会館10階(会議室1001・1002)

※当日のご参加も可能でございますが、人数把握のため事前のお申込みにご協力をお願いいたします

①インターネットでのお申込み(新着・イベント欄からお申込みください。)

右記 URL または QR コードよりお申込みください。 <https://www.osakaben.or.jp>



②FAXでのお申込み

下記をご記入の上、FAX 番号 **06-6364-7477** までお送りください。(送付状不要)

参加人数

名

代表者氏名

代表連絡先(電話)

ご所属

手話通訳希望

文字通訳希望

※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、参加人数把握のために使用いたします。また、個人情報は、本イベント終了後、直ちに破棄若しくは消去いたします。

## 一時保育(完全予約制)

【対象】原則、首がすわっている乳児～未就学児

【時間】イベント開始15分前から終了15分後まで

申込方法：2019年9月5日(木)までに下記にお電話にてお問合せください。希望者に送付する申込書の提出をもって申込みが完了します。

備考：申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。



手話通訳、文字通訳あり

※上記またはインターネットにより、9月5日(木)までに要申込



【問い合わせ先】

大阪弁護士会 人権課(吉原)

TEL : 06-6364-1227

【アクセス】

〒530-0047

大阪市北区西天満1-12-5

大阪弁護士会館

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

主催:大阪弁護士会